

第3回寒川文書館運営審議会 会議録

平成20年6月24日(火)午後1時30分

寒川総合図書館 1階 企画展示室

出席 木村、小川、細川、阪岡、野村、中門委員
事務局 小俣館長、高木

1 あいさつ(木村会長)

2 議題

(1)平成19年度寒川文書館事業結果報告

本年9月に発行する予定の『寒川文書館年報第1号 平成18・19年度』の原稿を配布し、要点を紹介することで、事業結果報告に代えた。これに対する質問や意見は次のようなものであった。

年報の発行部数や配布先はどのような計画か。

200部ほどを考えている。配布先は、町議会をはじめ町の関係者、全国の公文書館、神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会の会員機関などを予定している。

目次に罫線を入れたり、「第 章参照」ではなく「 ページ参照」とするなど、必要なページにすぐたどれるような編集の工夫が必要である。また、可能であれば、各ページに柱を入れてほしい。

ただちに手直ししたい。

巻末の刊行物一覧で、これまで品切れだったものが販売可能になったものがある。この点を明記した方が、購入したい人へのサービスにつながるのではないか。

保存用の在庫数を見直した結果、販売に回せる刊行物の数が増えた。欄外にその旨を書くようにしたい。

燻蒸にともなう環境調査報告の結果はどうだったのか。結果報告書が出ていれば、その旨を記しておくべきではないか。

結果も簡単に添えて書くようにしたい。

入館者のカウント方法や、資料の貸出のルール、特別利用の定義など、一覧表だけではわかりにくいものがある。

補足説明も加えるようにしたい。

この年報は、一般の人には詳しすぎる。文書館とはこんな所だと、まだ行ったことのない人に簡単に説明するにはどうしたらよいか。

「基本理念」という欄に、5つの館運営の目標を掲げてある。このあたりを説明すれば、わかりやすいのではないか。

(2) 会議の傍聴および会議録の公開について

自治基本条例第15条に、会議公開の原則がうたわれている。文書館運営審議会としてどのように対処するか討議していただいた。

審議している内容は、プライバシー等に踏み込んだ議論ではないので、全面公開して差し支えない。その際、何日以前に開催の告知をするか、傍聴のルールをどうするか、会議録の公開をどうするかといった、細かな手続きについては、図書館協議会をはじめ、他の審議会の例をよく調べて、それに合わせるべきである。

国の例だと、公文書管理の在り方等に関する有識者会議の場合、100席の傍聴席を確保し、傍聴人に資料も配布している。申込は2日前までにメールかFAXで行うことになっている。町の場合、確保できる部屋の広さもあるだろうから、告知の時に人数の制約があり得ることをあらかじめ断っておく必要がある。

傍聴は当日受付、会議録はインターネットによる公開を原則とするが、詳細は他の審議会の例を参考に定めることとなった。

(3) その他

9月から始まる企画展「かながわの国体1955・1998」の概要とアンケートについて説明したところ、次のような意見が出た。

- ・文書館として何を求めているか、表題だけではわかりにくいので改めた方がよい。
- ・1955年の国体に関する設問がないので、加えた方がよい。

小川委員より神奈川新聞6月22日付記事の写しを配布。国立公文書館の拡充と、公文書管理法案提出の動きについて説明があった。この法案が成立すれば、地方公共団体の公文書管理にも波及し、文書取扱規程を条例化する流れになると思われるので、寒川でもぜひ検討をお願いしたい。

次回会議は11月ごろ開催したい。日程調整はまた文書等をお願いしたい。